

8月13日 大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判

関電の主張は破綻 原告の主張を裁判所が確認

原発を止めるための制御棒は、地震のとき挿入できるのか

◆基準時間2.2秒を超えれば設置許可上、運転はできない

◆関電主張の挿入時間1.88秒は国の正式な審査で認められたものではない



8月13日、関電を相手とする大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判第4回審尋(法廷)が大阪地裁にて行われました。審尋前には約90名が集まって、地裁玄関前で司法に思いを届けようとアピールを行いました。今回、裁判長は、敷地内断層問題には触れませんでした。大きな争点である制御棒挿入性の問題について確認していきました。裁判長がいくつかの点について追加の主張を求めたため、結審は次回に持ち越しとなりました。



大阪地裁前「大飯を止めて」などをアピール

原発を「止める」という重要な役割を果たす制御棒は、事故が起きた時、基準時間(大飯原発では2.2秒)以内に炉心に挿入されることが求められています。大飯原発の近傍にある3つの活断層が連動した時に基準時間内で挿入できるかどうか争点となってきました。

今回の審尋で、裁判長は、制御棒挿入時間が基準時間2.2秒を超える場合、原子炉の設置許可に基づき運転はできないことを原告と関電双方に確認しました。関電は約11秒まで余裕があるので2.2秒を超えても安全としてきましたが、その主張は破綻したのです。また、裁判長は、関電が新たに提出してきた挿入時間1.88秒(国の許可を受けているのは2.16秒だが、それを1.88秒に変更)は、国の正式な審査を経たものではないことを、関電に対して確認しました。活断層2連動の場合の挿入時間は2.16秒ですが、これだと3連動の場合に基準値2.2秒を超えてしまうため、関電は勝手に、この2.16秒を1.88秒に引き下げたのです。

これらは原告が主張してきた点であり、関電が意図的にごまかしてきたものでした。制御棒が基準時間内に挿入できる保証がないことが確認された以上、運転差し止め判決が下されるべきです。

次回の審尋は9月5日となりました。関電本店前や官邸前での行動など、再稼働反対の声をさらに強め、司法が公正な判断を下せるよう後押ししていきましょう。今回は、部屋が狭いため、原告傍聴は数名に限られますが、多くの原告・支援者が大阪地裁前に集まって、私たちの意思を示しましょう。

★第5回審尋 9月5日(水)

集合 10:00 大阪地裁正面玄関
アピール行動 10:15~11:00/審尋:11:00~

以下の仮処分裁判のページに、書面やこれまでの審尋の報告を掲載しています。

http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_room.htm

8月29日 大飯原発3・4号 行政訴訟・第1回法廷にも集まろう

今年6月12日に、福井県、岐阜県と関西2府4県の134名が、国を相手取り、大飯3・4号の運転停止を求めて提訴しました。その第1回法廷が、8月29日に大阪地裁で開かれます。福井の原告と宮城で被災し大阪に避難されてきた原告が思いを訴えます。ぜひ傍聴席を原告・支援者で埋め尽くし、裁判所に再稼働反対の意気を示しましょう。

第1回法廷 8月29日(水) 11:30~12:00 大阪地方裁判所 集合:11:00 地裁1階ロビー(予定)

大飯原発4号の営業運転再開に抗議する 第三者の立ち会い・監視のもとで断層調査を実施させよう

断層再調査の具体的資料を公表させよう 調査の前に、まず大飯3・4号を止めることを求めよう



関西電力は、8月16日、大飯原発4号の営業運転を再開しました。福島事故の実態は解明されず、犠牲者は何ら救済されていません。活断層3連動問題や敷地内F-6断層問題など数多くの問題が全く解決されていないにもかかわらず、営業運転を再開させたことに、強く抗議します。

関電はF-6断層の再調査を開始しています。しかし、関電の再調査計画には2つの大きな問題があります。第一に、この調査の実施主体が、大飯3・4号の建設前に調査を行った会社だということです。第二に、調査は12月までかかるのに、この間原発を止めないということです。しかし、8月10日に行われた国の「地震・津波に関する意見聴取会」では、これらのことは全く無視されました。

さらに関電は、再調査計画の具体的な工程表やどのような作業を行っているのかを公表していません。再調査に関する具体的な資料を公開すべきです。

◆以前に「活断層ではない」と判断した会社が、再び調査するなど許されません

再調査の実施主体は、(株)ダイヤコンサルタントで、大飯3・4号を建設した三菱重工と同じく三菱系の原子力カムの企業です。そして、建設時の調査でF-6断層について「活断層ではない」と判断した会社です。このような会社に再び調査を任せることが許されているのでしょうか。

◆国の審査体制には大きな問題あり 第三者の専門家の立ち会いが必要

国の審査には大きな問題があります。電力会社との癒着や自らの審査の誤りについての反省の姿勢もなく、これまで通りの審査を行っています。

渡辺満久・東洋大学教授(変動地形学)は、「保安院による審査には非常に大きな問題がある。志賀原子力発電所のS-1断層の件は、誤った審査が行われてきたことを明確に示すものである。誤った審査を行ってきたことの反省はなく、審査にあたった『専門家』の責任が問われることもなく、同様の審査が継続されてきた」との厳しいコメントを出しています。そして、「活断層学会等が推薦する第三者の専門家を立ち合わせることが必要」と指摘しています。

◆関電のボーリング主体の調査方法では、断層の確認はできない

また、調査方法にも問題があります。関電の再調査計画はボーリング(地盤に深い孔を掘って地盤の性質などを確認する)調査が主体になっています。しかし、ボーリングでは、断層の連続性や活動状況などをしっかり確認することはできません。トレンチ(断層と交差する溝を掘る)調査が必要です。8月10日に行われた国の「地震・津波に関する意見聴取会」でも、委員から「ボーリング調査では取れる試料が非常に小さい。もっと広い調査範囲でトレンチ調査をやるべき」等の意見が出されています。いかにげんな調査にならないよう、監視を強めましょう。

グリーン・アクション info@greenaction-japan.org

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会(美浜の会) mihama@jca.apc.org

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2012. 8. 17